

(案)

第3章 災害が予想されるときへの対応 (台風、大雨等による風水害)

目 標

- 台風・大雨等による風水害が予想される時、人工呼吸器使用者・家族及び関係者が、必要な情報を速やかに入手し、災害時個別支援計画に沿った事前対応を取ることができる。
- 人工呼吸器使用者・家族及び関係者が、事後に今回の対応について検証し、必要があれば災害時個別支援計画を変更するとともに、事前対応の重要性を共有することができる。

取組内容

- 1 情報収集
【人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】
- 2 災害時個別支援計画の対応の確認
【人工呼吸器使用者・家族、区市町村（支援窓口・障害・保健担当部署）、医療機関及び訪問看護ステーション】
- 3 災害時個別支援計画に沿った行動ができたか検証
【人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

1 情報収集

【人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

人工呼吸器使用者・家族は、災害時個別支援計画で定めておいた方法で、気象情報、高潮情報等を確認します。

関係者は、人工呼吸器使用者・家族が情報を入手できる状況かどうかを確認します。

2 災害時個別支援計画に沿った対応の確認

【人工呼吸器使用者・家族、区市町村（支援窓口・障害・保健担当部署）、医療機関及び訪問看護ステーション】

(案)

災害時個別支援計画で決めておいた情報が発令された場合、計画に沿って避難できるよう支援する必要があります。計画どおりにできない要因として①情報を入手できていない、②情報は入手できたが避難行動を起こす決断ができない、③避難情報が出た時に連絡を取るべき相手方と連絡がつかない、④想定していた搬送手段が確保できない、⑤避難先の受入れが困難、等が考えられます。

そのため、計画に沿った対応ができていないか確認し、できていない場合は、その原因に応じ支援方策を取る必要があります。

また、停電に備えて医療機器等が充電されているか確認し、フル充電しておくように促します。

<想定される問題と支援方策の一例>

情報が入手できていない	区市町村(支援窓口・障害、保健担当部署等)が入手している情報を伝え、人工呼吸器使用者・家族自身でも区市町村のホームページや防災無線、テレビ・ラジオ等により気象情報や避難情報を確認し、災害時個別支援計画に基づいた行動を取るよう促す。
情報は入手できたが決断できない	災害時個別支援計画に基づいた行動を取るよう助言し、それでも人工呼吸器使用者・家族が決断できない場合は、一段階引き上げた情報(最初の情報が「避難準備情報」であれば「避難勧告」)が出た場合は必ず対応するよう伝え、関係機関へ対応の変更について連絡する。
避難情報が出た時に連絡を取るべき相手方と連絡がつかない	あらかじめ決めておいた避難先の相手方と連絡をとり、受入れを依頼する。
想定していた搬送手段が確保できない	他の代替手段を検討する。
避難先の受入れが困難	あらかじめ決めていた第2、第3の避難先と調整を行う。

3 災害時個別支援計画に沿った行動が起こせたかの検証

【人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

事前の避難行動をした後、実際に災害が発生した場合は、「第4章 災害発生時の対応」に準じた対応をとることになりますが、災害が発生しなかった場

(案)

合についても、在宅療養生活への復帰支援、実施した対応の検証を行います。

(1) 在宅療養生活への復帰支援

避難先から自宅へ戻る場合は、必要に応じて人工呼吸器使用者・家族と関係機関が連携しながら在宅療養生活への復帰に向けて調整を行います。関係者は人工呼吸器使用者・家族の状況と訪問診療や訪問看護、各種サービス等の再開可能日を調整したうえで帰宅できるよう支援します。

(2) 対応の検証

「災害時個別支援計画」に問題はなかったか確認し、問題があれば再度、人工呼吸器使用者・家族及び関係者で検討し、内容を変更します。

また、事前の避難行動が結果的に空振りに終わっても、人工呼吸器使用者・家族及び関係者で訓練ができたことを評価し、対応の検証を行い、次の災害への備えにつなげることが重要です。